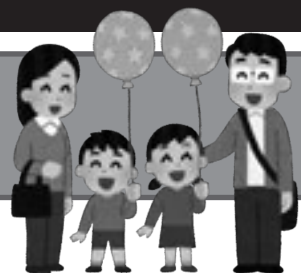


## ～大切なお知らせ～

# ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内



子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します

## 1. 支給対象者 ※<ひとり親世帯>、<プッシュ型>の給付金をすでに受け取った方を除く

■令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

であって

■令和5年1月1日以降の収入が急変し**住民税非課税相当**の収入となった方

※他自治体との重複受給等が判明した場合は、返還となります。

## 2. 支給額

児童**1人当たり**  
**一律 5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶申請期間：令和6年3月15日まで

▶申請場所：子育て健康課

▶交付決定：申請の結果は郵送でお知らせします。▶支給時期：交付決定後1か月後程度

### \*家計急変の目安

世帯の人数	非課税所得限度額
2人（例）夫（婦）子1人	82.8万円
3人（例）夫婦子1人	110.8万円
4人（例）夫婦子2人	138.8万円
5人（例）夫婦子3人	166.8万円
6人（例）夫婦子4人	194.8万円

令和5年1月1日以降の世帯所得のうち任意の1か月×12の額が左表程度である場合、対象となる可能性があります。

### ▶申請に必要な物

- ①申請書（窓口でご記入いただきます）
- ②申請者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ③振込先として希望する金融機関の通帳やキャッシュカードの写し
- ④簡易な収入（所得）見込額の申立書（窓口でご記入いただきます）
- ⑤申請者及び配偶者の下記の書類（1か月分）
  - ・（給与収入がある場合）給与明細書等の収入額が分かる書類
  - ・（事業収入又は不動産収入がある場合）帳簿等の収入額が分かる書類
  - ・（公的年金収入（非課税除く）がある場合）年金決定通知書等の支給額がわかる書類

詳しい申請方法は、**子育て健康課（TEL 377-5652 受付時間：平日8時30分～17時15分）**までお問い合わせください。

子育て世帯生活支援特別給付金   で検索

## 「令和5年度（後期）配食サービス」の申請受付について

上限  
**60名**  
まで



10月からの在宅のひとり暮らし高齢者の方などを対象とした配食サービスを以下の通り実施します。ご希望される方は、保険福祉課へ申込みをお願いします。

問い合わせ先  
保険福祉課 TEL 377-5659

対象となる人

- ※65歳以上で、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯、又は傷病等の理由により食材の調理が困難な高齢者
- ※同一家屋（2世帯住宅、同アパートを含む）、同一敷地内及び、隣接する敷地の家屋に扶養義務者（希望者の1親等内の親族）が在住していない方
- ※上記以外に民生委員が特に必要と認めた方

配食日  
（全12日）

10月4日（水）・18日（水） 11月1日（水）・15日（水）  
12月6日（水）・20日（水）  
令和6年1月10日（水）・17日（水）  
令和6年2月7日（水）・21日（水）  
令和6年3月6日（水）・19日（火）



個人負担

**1食あたり400円**

申込方法

保険福祉課へ申請書の提出をお願いします。